

下水道排水設備工事責任技術者証『再交付申請』の手続方法

手続きが必要な方

公益財団法人山梨県下水道公社に登録されている責任技術者で、責任技術者証をき損または紛失した方

手続きの方法

以下に記載の再交付手数料を金融機関に振り込み、手続きに必要な書類を、公益財団法人山梨県下水道公社まで届けてください。

■再交付手数料の振込方法

○再交付手数料

3,000円です。(振込手数料が別途必要になります)

○再交付手数料の振込先

【振込先】山梨中央銀行 富士見支店 普通預金 口座番号26011

【受取人】公益財団法人山梨県下水道公社試験口

【備考】再交付手数料(備考欄がある場合)

○振り込みに際しての注意事項等

振込手数料は、ご本人の負担となります。

依頼人は、ご本人の氏名にしてください。(会社名等を追記していただいても結構です。)

振込手段は、銀行窓口、ATMのどちらでも結構です。

■手続きに必要な書類

①責任技術者証再交付申請書(1部)

指定の様式(第7号様式)に「年月日」(届け出の日)、「登録番号」(責任技術者証に記載の登録番号)、「氏名」など全ての項目を記入し、捺印してください。なお、「再交付申請理由」は、『紛失』など簡潔に記入してください。(様式は3ページ目のものです。)

②住民票の写しまたは戸籍抄本(1部)(いずれもコピー不可)

住所や氏名に変更がある方のみ必要となります。

住所変更の場合は「住民票の写し」、氏名変更の場合は「戸籍抄本」が必要となります。「住民票の写し」は、個人番号が記載されていないものに限りです。

住居表示変更の場合は「住民票の写し」又は「住居表示通知書」が必要となります。ただし、市町村合併により住居表示が変更された場合は必要ありません。

③在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し(1部) ※外国籍の方のみ

外国籍の方で住所や氏名に変更がある場合は、②の書類に加えて、「在留カードの写し」または「特別永住者証明書の写し」が必要となります。

裏面に住所等の変更履歴が記載されている場合は、裏面の写しも必要となります。

④本人の写真(1枚)

縦4cm×横3cm、届出日6箇月以内に撮影した無背景、正面、上半身(おおむね胸から上)、脱帽で鮮明かつ人物が写真面に十分な大きさと写っているものとします。なお、カラー、白黒は問いません。デジタルカメラ撮影によるものは、証明写真専用撮影機と同等品質に限りです。(裏面に氏名を記入ください。但し、強い筆圧で記入しないでください。)

(次頁に続く)

⑤再交付手数料の払い込みを証する書類 または その写し(1部)

金融機関の振込金受取書などです。責任技術者証再交付申請書に貼り付けてください。

⑥返送用の封筒(定形郵便物) 及び 郵便切手460円分(1式)

郵送で届け出を行う方のみ必要となります。

返送用の封筒(定形郵便物のサイズ)にご本人宛の住所などを記載し、460円分(簡易書留郵便料金)の郵便切手を貼り付けてください。なお、郵便料金は改定される場合があるため、ご注意ください。

■届け出の方法

○持参する場合(交付時間 約30分)

あらかじめ電話連絡により下記の届け出先担当者の予定を確認のうえ、手続きに必要な書類を届け出先まで持参してください。なお、その場で新しい責任技術者証を手渡しすることから、原則として責任技術者本人が来所してください。代理人が来所する場合には、代理人の身分のわかるもの(運転免許証など)を提示していただきます。

持参する方については、新しい責任技術者証の作成中に最寄りの金融機関に振り込みをしていただくことも可能です。

○郵送する場合(交付時間 1週間程度)

手続きに必要な書類を『簡易書留郵便』にて、下記の届け出先まで郵送してください。手続き書類受領後、1週間程度で新しい責任技術者証を『簡易書留郵便』にて返送いたします。なお、新しい責任技術者証が2週間以内に届かない場合には、届け出先担当までご連絡ください。

■届け出先

公益財団法人山梨県下水道公社 事務局業務グループ TEL 055-263-2738
〒406-0046 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑417番地 (峡東浄化センター内)
受付時間 月曜日から金曜日の平日(祝祭日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

－ 案内図 －



下水道排水設備工事責任技術者証書 再 交 付 申 請 書

公益財団法人山梨県下水道公社理事長 様

年 月 日

登録番号	第 号	
ふりがな		
氏 名	印	
生年月日	昭和 平成	年 月 日
住 所	〒	
電話番号	(自宅)	- -
	(携帯)	- -
勤 務 先	会社名	
	所在地	〒
	電話番号	- -
再 交 付 申請理由		

[添付書類等]

- ① 住民票の写しまたは戸籍抄本（コピー不可）
※住所や氏名の変更があった場合のみ
（市町村合併により住居表示が変更された場合は必要ありません。）
- ② 在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し
※外国籍の方で住所や氏名の変更があった場合のみ
- ③ 写真1枚（縦4cm×横3cm、申請書提出日6箇月以内に撮影した無背景、正面、上半身（おおむね胸から上）、脱帽で鮮明かつ人物が写真面に十分な大きさを写っているもの。デジタルカメラ撮影によるものは、証明写真専用撮影機と同等品質に限る。）
- ④ 再交付手数料3,000円の払い込みを証する書類（金融機関の受取書）又はその写し（右に貼り付けてください。）

再 交 付 手 数 料
振込金受取書貼付欄